

平成 30 年度及び 29 年度補正農林水産関係予算のポイント

— 米政策改革と TPP 等大綱の実施に向けて —

原 直毅

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

平成 30 年度農林水産関係予算の総額は 2 兆 3,021 億円であり、8 つの重点事項が掲げられている。総額は前年度より減少しているが、事業規模では前年度並みである。また、平成 29 年度農林水産関係補正予算は総額 4,680 億円となっている。

予算編成時に焦点となったのが、米の直接支払交付金の廃止に伴う財源の行方と農業農村整備事業関係予算の総額水準であった。そのほか 30 年度予算では、米政策改革に関して主食用米の転作を促す予算を充実するとともに、価格変動もカバーする収入保険実施の予算を措置している。29 年度補正では「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく施策が総額の 3 分の 2 余りを占め、最重点事項となっている。

30 年度予算における主な新規事業として、農業者負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業、収入保険制度、農業水利施設の長寿命化、新たな森林管理システム、太平洋クロマグロの資源管理推進等が措置されている。

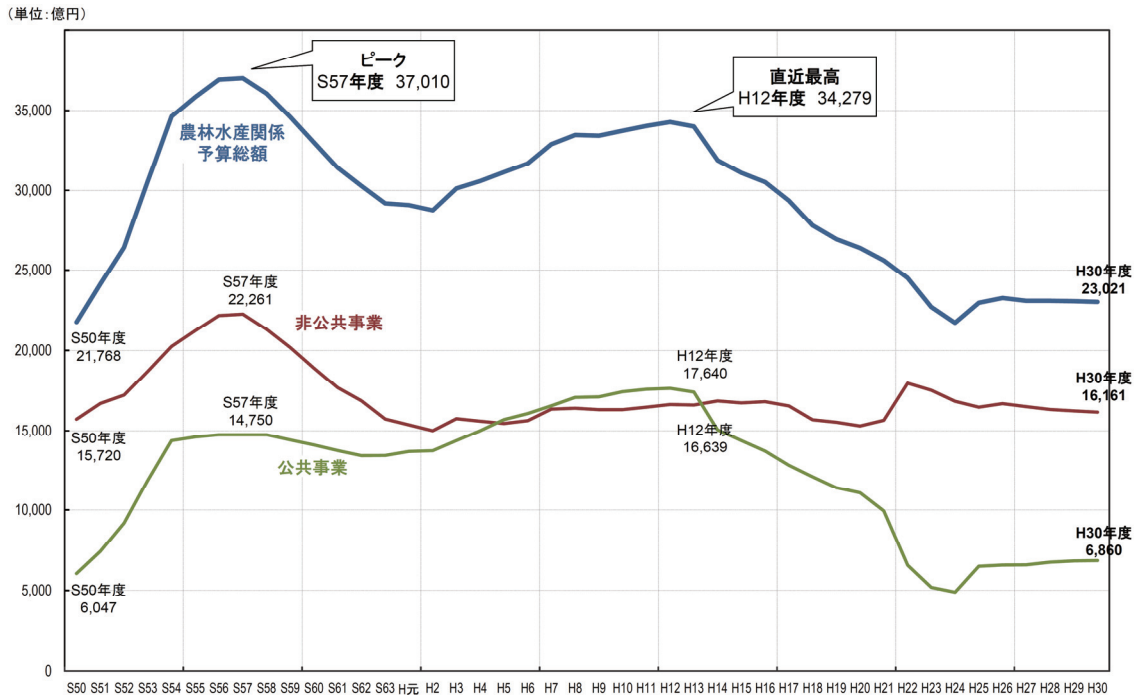
30 年度予算の焦点となった米政策関連予算や 29 年度補正の最重点である TPP 等大綱関連予算について、施策効果が今後注目されるところである。

1. はじめに

平成 30 年度農林水産関係予算（以下「30 年度予算」という。）の総額は 2 兆 3,021 億円（前年度比 50 億円減）である。その内訳は、基盤整備等の公共事業費 6,860 億円（前年度比 100.4%）、非公共事業費 1 兆 6,161 億円（前年度比 99.5%）である（図表 1）。また、非公共事業費は、食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するための経費である食料安定供給関係費 9,924 億円（前年度比 97.5%）、それ以外の農林水産政策経費である一般農政費 6,237 億円（前年度比 102.9%）に分けられる。総額は減少しているが、人件費等

の減少によるものであり、事業規模としては前年度並みを確保した¹ものとされる。

図表 1 農林水産関係予算の推移



(出所) 財務省「平成 30 年度農林水産関係予算のポイント」

30 年度予算における重点事項として、①担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、②水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施、③強い農林水産業のための基盤づくり、④農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化、⑤食の安全・消費者の信頼確保、⑥農山漁村の活性化、⑦林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、⑧漁業の成長産業化と資源管理の高度化が挙げられている。

また、平成 29 年度農林水産関係補正予算（以下「29 年度補正」という。）の総額は 4,680 億円となっており、政府の「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定²）（以下「T P P 等大綱」という。）に基づく施策が 3,170 億円と 3 分の 2 余りを占めており、29 年度補正における最重点事項となっている。

以下、30 年度予算及び 29 年度補正における、主なポイント及び新規事業について順に述べる。

2. 予算のポイント

(1) 予算編成において焦点となった施策

ア 米の直接支払交付金の廃止に伴う財源

¹ 『日本農業新聞』（平 29. 12. 20）

² 政府は、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）を改訂し、「総合的な T P P 等関連政策大綱」とした。

政府は平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」³を決定し、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備等を図るため「米の生産調整の見直しを含む米政策の改革」の一環で、米の直接支払交付金⁴を「26 年産米から単価を 7,500 円に削減した上で、29 年産までの時限措置（30 年産から廃止）」とするとした。29 年度は本交付金に 714 億円を充てていたため、この財源の 30 年度予算における取扱いが、焦点の一つとされた⁵。

30 年度予算において、本交付金は廃止された。廃止された本交付金の財源の行き先を特定することはできないが、水田活用の直接支払交付金（前年度比 154 億円増）、農業農村整備事業関係予算（前年度比 328 億円増）、収入保険制度（新規 260 億円）に合計 742 億円が増額されており⁶、米の需給安定や稲作経営の安定に資する予算が充実される結果となった。

イ 農業農村整備事業関係予算

農業農村整備事業は、農業生産基盤と農村生活環境の整備を通じて農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給及び多面的機能の発揮の実現を図るための事業である。本事業については、大幅削減となった平成 22 年度以前と同水準となった 29 年度予算額（5,772 億円⁷）からの上積みを求める与党内の議論⁸がどう反映されるかが焦点の一つとされた。

30 年度予算における農業農村整備事業関係予算は前年度比 328 億円増の 4,348 億円⁹となった。29 年度補正においては 1,452 億円¹⁰が計上されており、合計 5,800 億円と前年度の水準を上回る予算額となった。30 年度予算における同事業の重点は、農地の大区画化や汎用化・畑地化等の農業競争力強化対策及び老朽化した農業水利施設やため池等の補修・更新や耐震・洪水防止対策等の国土強靱化対策の 2 点である。

（2）米政策の改革

平成 25 年に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、「米政策の見直し」として「5 年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える」よう取り組むとした。これを受けて平成 29 年 6 月 6 日に閣議決定された「未来

³ 農林水産業・地域の活力創造本部において平成 25 年 12 月 10 日決定。

⁴ 米の生産数量目標に従って販売目的で生産する「販売農家」、「集落営農」に対し、10a 当たりの単価で算定し直接交付される交付金。

⁵ 『日本農業新聞』（平 29.12.16）

⁶ 『日本農業新聞』（平 29.12.23）

⁷ 正確には、平成 28 年度第 2 次農林水産関係補正予算で 1,752 億円、平成 29 年度農林水産関係予算で 4,020 億円がそれぞれ計上されており、この合計が 5,772 億円である。

⁸ 『読売新聞』（平 29.12.23）

⁹ 内訳は、農業農村整備事業 3,211 億円、農地耕作条件改善事業 298 億円、農業水路等長寿命化・防災減災事業 200 億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分 639 億円である。

¹⁰ 内訳は、農業農村整備事業 468 億円、農地の更なる大区画化・汎用化の推進 350 億円、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 457 億円、畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 95 億円、中山間地域所得向上支援対策のうち基盤整備分 82 億円である。

投資戦略 2017」は、米政策改革について「行政による生産数量目標の配分は、2018 年産から廃止する」とした。

30 年度予算では、米政策改革の着実な実行のため「水田活用の直接支払交付金」が前年度比 154 億円増で概算要求と同額の 3,304 億円が措置されている。本交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化や地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を図ることを主眼としている。水田を活用して飼料用米・麦・大豆等を生産する農業者に交付金を交付する「戦略作物助成」と、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づく二毛作や耕畜連携を含めた産地づくりに向けた取組を支援するもので都道府県に交付する「産地交付金」で構成されている。農林水産省は産地交付金を拡充し、①転換作物拡大、②コメの新市場開拓、③畑地化の実績に応じて都道府県に配分を行う（追加配分）としている。生産数量目標が廃止されることに対応して、本交付金により主食用米の転作を促すことで、価格の安定を図る目的がある¹¹。

また、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）¹²により平成 31 年 1 月からスタートする、農業経営の収入全体を対象とした収入減少を補てんする「収入保険制度」の実施のため、新たに 260 億円が措置されている。本制度は経営全体の収入減を補てんする制度であり、主食用米から転作した場合の収入減のリスクの軽減¹³が見込まれるほか、価格変動も制度の対象であり、価格下落による収入減少の場合にも補てんを受けられる¹⁴。収入保険制度の予算措置等の詳細については後述する。

（3）TPP 等大綱の関連予算

TPP 等大綱は、TPP 等政府対策本部が日 EU・EPA 大枠合意及び TPP11¹⁵の大筋合意を受け、「TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）¹⁶（以下「TPP 大綱」という。）について、特に日 EU・EPA により必要となる施策等について新たに盛り込むことで、TPP 等を見据えた政策を体系的に整理すべく改訂したものである。農林水産業では、分野別施策展開として「強い農林水産業の構築（体質強化対策）」及び「経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）」を掲げている。29 年度補正には、TPP 等大綱の「実現予算」として 3,170 億円が計上されている。「強い農林水産業の構築」については、6 項目に関連予算が措置されている（図表 2）。

¹¹ 『朝日新聞』（平 29.12.23）

¹² 第 193 回国会（常会）で成立した農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）により、収入保険制度が創設されるとともに、法律の名称が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改正された。

¹³ 『日本農業新聞』（平 29.12.23）

¹⁴ 『日本経済新聞』（平 29.12.23）

¹⁵ 正式名称は「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP）であるが、本稿では、TPP 等大綱で用いられている「TPP11」とする。

¹⁶ TPP（Trans-Pacific Partnership。環太平洋パートナーシップ協定。協定の参加国は TPP11 の 11 か国に米国を加えた 12 か国）の大筋合意（平成 27 年 10 月）を受け、TPP 総合対策本部が「TPP の効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及び TPP の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの」として決定した。

29年度補正におけるTPP等大綱に基づく施策は、TPP大綱に基づく施策と共通するものも多いため、本稿では、特に日EU・EPA対策として盛り込まれた予算について取り上げる。

図表2 農林水産業分野の施策展開

<p>①強い農林水産業の構築（体質強化対策） （目標）2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指す。 <input type="checkbox"/>次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成（※） <input type="checkbox"/>国際競争力のある産地イノベーションの促進（※） <input type="checkbox"/>畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進（※） <input type="checkbox"/>高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓（※） <input type="checkbox"/>合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化（※） <input type="checkbox"/>持続可能な収益性の高い操業体制への転換（※） <input type="checkbox"/>消費者との連携強化 <input type="checkbox"/>規制改革・税制改正 注：（※）は29年度補正に措置された項目</p> <p>②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連） <input type="checkbox"/>米 <input type="checkbox"/>麦 <input type="checkbox"/>牛肉・豚肉、乳製品 <input type="checkbox"/>甘味資源作物</p>

（出所）TPP等大綱より筆者作成

ア 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進（国産チーズの競争力強化対策）

乳製品、特にチーズについては欧州産との競争が避けられないとされており¹⁷、TPP等大綱は、「原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する」としている。29年度補正においては、EU産チーズの輸入の増加に対抗するため、国産チーズの競争力の強化及び品質向上等を図るための対策として総額150億円が措置されている。内訳は、国産チーズ競争力強化対策60億円と、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国産チーズ振興枠）90億円である。

国産チーズ競争力強化対策は、一定の乳質基準を満たしたチーズ向けの生乳を生産した酪農家に交付金を交付する国産チーズ生産奨励事業、チーズ工房等の生産性向上のための施設整備や品質向上・ブランド化等への支援、及びチーズの普及活動などの国産チーズの消費拡大支援で構成されている。

また、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国産チーズ振興枠）は、原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む畜産クラスター協議会¹⁸に対して、取組に必要な施設の整備や機械の導入支援を行うことを内容としている。

イ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓（輸出環境課題への対応の加速化）

TPP等大綱は、農林水産物の一層の輸出拡大、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条

¹⁷ 『読売新聞』（平29.1.22）

¹⁸ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の計画（畜産クラスター計画）を策定する主体であり、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者等で構成される組織。

件の改善及び国内の環境整備を通じた輸出環境の整備、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進するとしている。EUは動物性食品等について、欧州委員会が作成する輸入承認リスト（第三国リスト）に記載されていない原産国からの輸入を認めていない¹⁹。このため、EUの第三国リストに掲載されるよう畜産物の残留物質モニタリング検査の体制整備等を支援するため、4億円が措置されている。

ウ 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化（合板・製材・集成材国際競争力強化対策）

合板や製材、構造用集成材はチーズと同様、日EU・EPAによる影響²⁰が懸念されている²¹。TPP等大綱は、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大するとともに、国産の構造用集成材等の木材製品の競争力を高めるための加工施設の効率化、競争力のある製品への転換等を推進するとしている。このため、TPP大綱の下で行われていた「合板・製材生産性強化対策」²²が、29年度補正では「合板・製材・集成材国際競争力強化対策」として、対策の対象に構造用集成材が加えられている。総額400億円が措置されており、平成28年度第2次農林水産関係補正予算における対策と比較すると70億円増となっている。

主な内容としては、木材製品の国際競争力を強化するため、林業経営を集積・集約化する地域に対して、主伐材供給に対応する路網整備、高性能林業機械の導入、加工施設の大規模化・高効率化、高付加価値品目への転換、木材製品の消費拡大対策を支援するとしている。

3. 主な新規事業

30年度予算の主な新規事業について、重点事項を踏まえつつ以下説明する。

（1）担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

農業競争力強化基盤整備事業667億円の内数で「農地中間管理機構関連農地整備事業」が措置されている。

平成29年の土地改良法（昭和24年法律第195号）改正により、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担も同意も求めず行う基盤整備を実施できる制度が創設された。改正の背景として、農業者における高齢化の進展による農地中間管理機構への貸付け増加が見込まれる一方、基盤整備が十分に行われていない農地は担い手が借り

¹⁹ 日本貿易振興機構ホームページ<<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-080915.html>>（平30.1.19最終アクセス）

²⁰ 構造用集成材は、「中断面、小断面集成材は、主に木造住宅の柱、梁、桁など、構造物の耐力部材として広く使用」されており（日本集成材工業協同組合ホームページ<<http://www.syuseizai.com/material01>>（平30.1.19最終アクセス））、住宅分野で国産材と競合するおそれがある。農林水産省は、生産額が最大で371億円減少すると試算している。（農林水産省「農林水産物の生産額への影響について」（平成29年12月））

²¹ 『日本農業新聞』（平29.12.16）

²² 平成27年度農林水産関係補正予算及び平成28年度第2次農林水産関係補正予算において措置されている。

受けず、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなるおそれが挙げられる。本事業は、この制度を推進するためのものである。

（２）水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

「収入保険制度の実施」に 260 億円が措置されている。

収入保険制度は、青色申告を行っている農業者を対象に、経営全体の過去 5 年間の平均収入を基本とした基準収入を設定し、保険期間の収入が基準収入の 9 割を下回った場合、その 9 割を補てんする制度である。補てんは掛捨ての保険方式（保険金）と掛捨てとにならない積立方式（特約補てん金）の組合せで行う。保険料の 50%、積立金の 3 倍相当額が国庫補助で負担される。

予算は、保険料の 50%相当額（農業経営収入保険料国庫負担金）29 億円、積立方式の特約補てん金の 75%相当額（農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金）218 億円、実施主体の全国農業共済組合連合会の事務経費（農業経営収入保険事業事務費負担金）13 億円からなる。

（３）強い農林水産業のための基盤づくり

「農業水路等長寿命化・防災減災事業」に 200 億円が措置されている。本事業は、農業水利施設の老朽化に対応した機能保全計画に基づく長寿命化、水管理や維持管理の労力軽減に資する取組への支援、災害のおそれが生じている箇所機能回復、被害防止や事故防止等リスク管理に資する取組への支援を行う。背景として、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮するためには、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策による施設の健全な維持及び省力化が必要であることが挙げられている。

（４）農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

ア G A P²³拡大の推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給²⁴及び農畜産業競争力の強化を図る観点から、国際水準 G A P の取組及び認証取得の推進が重要になっている。このため、G A P 拡大の推進に 6.1 億円が措置されている。内訳は、農畜産業における G A P 拡大を図る「G A P 拡大推進加速化事業」が 6 億円、日本発 G A P 認証のアジアにおける認知度向上を図る「日・アセアン連携による G A P 認知度向上推進事業」が 1,400 万円である。

²³ Good Agricultural Practice。農業生産工程管理。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

²⁴ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」は調達基準を満たすものとして、「JGAP Advance または GLOBALG. A. P の認証を受けて生産された農産物」、「農林水産省作成の『農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン』に準拠した G A P に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている」農産物を挙げている。なお、JGAP Advance は平成 29 年 7 月に「ASIA GAP」に改定・改名している。

イ 食料産業・6次産業化²⁵交付金

6次産業化の市場規模拡大のため、柔軟なメニューの活用が可能なるよう、関連事業（6次産業化ネットワーク活動交付金、地域の魅力再発見食育推進事業、地域バイオマス利活用推進事業）を集約・再編して都道府県向けの交付金とするもので、17億円が措置されている。背景として、6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させる必要性が挙げられている。

（5）林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

「林業成長産業化総合対策」に235億円が措置されている。森林の経営・管理を集積・集約化する「新たな森林管理システム」を構築することが見込まれる地域を中心に、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川中・川下との連携強化、JAS²⁶無垢材やCLT²⁷の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援するものである。

背景として、森林資源の循環利用による林業の成長産業化には、木材の生産から加工流通まで多段階でコスト高という課題を解決するため、森林経営・管理の集積・集約化等により生産・加工・流通コストを一体的に削減する必要があることが挙げられている。

上記の「新たな森林管理システム」とは、森林所有者の森林管理の責務を明確化するとともに、森林所有者が管理できない場合は市町村が森林管理の委託を受け、市町村は意欲と能力のある林業経営者への再委託を行う仕組みであり、再委託できない場合は市町村が管理を行うものである²⁸。「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、この「新たな森林管理システムを構築する」としている。政府は、第196回国会（常会）に新たな森林管理システムを創設する新法を提出する方針²⁹である。

新たな森林管理システムに必要な財源³⁰に充てるため、平成30年度税制体制の大綱（平成29年12月22日閣議決定）は、「森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設³¹する」としている。

（6）漁業の成長産業化と資源管理の高度化

²⁵ 農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

²⁶ Japanese Agricultural Standard。日本農林規格。農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、農林水産大臣が品位、成分等について定めるJAS規格を満たす食品等にJASマークを付することができる。

²⁷ Cross Laminated Timber。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。

²⁸ 林野庁「「新たな森林管理の仕組みづくり」について」（平成29年10月）。このほか、「市町村が寄附を受けた森林の管理を行う場合もある」としている。

²⁹ 『日本農業新聞』（平30.1.9）

³⁰ 新たな森林管理システムと森林環境税（仮称）の関係について総務省「森林吸収源対策税制に関する検討会報告書」は、「森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため」森林環境税（仮称）を創設するとする。

³¹ 個人を納税義務者とする国税の森林環境税（仮称）の課税は平成36年度から、国が森林環境税（仮称）の収入額相当を市町村及び都道府県に譲与する森林環境譲与税（仮称）の譲与は平成31年度からとしている。

ア 浜と企業の連携円滑化事業

活性化の可能性がある漁場等の実態把握や情報の収集・整理・分析を行い、漁場の有効利用の可能性等についての検討・評価や漁村地域と参入希望企業等のマッチング支援等を行うための事業であり、1億円が措置されている。背景として、水産業が産業として縮小傾向にあることから、所得の向上と漁業の成長産業化を目指す必要性が挙げられており、総額164億円の「漁業の成長産業化」の予算を構成する事業である。

イ EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業

漁獲可能量(TAC³²)制度による太平洋クロマグロ等の資源管理を推進するため、指導専門員による現場での指導、混獲を防ぐための漁具改良等の活動支援や漁獲情報収集・管理システムの運営及び資源管理指針・計画体制の高度化等を実施する事業であり、6億円が措置されている。また、クロマグロの資源管理による減収分を補てんするため、国と漁業者の積立により補てんを行う「積立ぷらす」に特例措置が導入されている。

太平洋クロマグロは中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)による漁獲枠の設定等(保存管理措置)が行われている。平成29年には、定置網漁のクロマグロの共同管理枠(550トン)を190トン超過したため、水産庁は同年10月に対象の20道県へ操業自粛を要請し³³、地域によっては配分枠を消化できない事態となった。平成30年からは強制力を伴うTAC管理が実施されることとなっており、適正な漁獲管理の推進が求められている。

4. おわりに

30年度予算の焦点であった米政策について、政府は平成30年産から生産数量目標の配分を廃止するが、需給見通し等のきめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援等を引き続き講ずるとしている。また、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図るには海外市場への積極的な進出と輸出の拡大が喫緊の課題であるとして、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を打ち出している。一連の米政策改革が米の生産量及び価格にどのような影響を及ぼすのか、輸出拡大策にどの程度の効果があるのか、今後、注視していく必要がある。

TPP等大綱の関係では、農林水産省が「農林水産物の生産額への影響について」(平成29年12月)で公表した試算によると、農林水産物の生産額の減少は、日EU・EPAにより最大約1,500億円、TPP11により最大約1,100億円としている。いずれも国内対策(TPP等大綱に基づく施策)によって生産量が減少しない前提となっており、試算の甘さを指摘する声も少なくない³⁴。29年度補正による措置も含めて、試算の前提となっているTPP等大綱による対策の効果について検証と説明が求められる。

(はら なおき)

³² Total Allowable Catch。魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。

³³ 水産庁「太平洋クロマグロの管理の方向性について」(平成29年11月)

³⁴ 『読売新聞』(平29.12.22)